

# 公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2010.2 No.

45

## CONTENTS

日弁連第52回人権擁護大会 第2分科会シンポジウム報告 ……1
気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15)に関する報告 ……3
スウェーデン・ドイツの脱原発政策 の視察 ……4
水俣病被害者の救済をめざして ……5
韃の浦世界遺産訴訟勝利報告 ……6
法科大学院における環境法教育の現 在、そして将来の課題 ……7
第53回人権擁護大会シンポジウムのご案内 ……8
公害対策・環境保全委員会発足40 周年記念行事について ……8

## ■ 日弁連第52回人権擁護大会 第2分科会シンポジウム報告

福井弁護士会 笠原 一浩

### 1 はじめに

2009年11月5日と6日、和歌山市内で第52回人権擁護大会が開かれ、5日は記念シンポジウムが行われました。うち第2分科会では、浅岡美恵実行委員長の下、当委員会の委員が中心となって「ストップ地球温暖化～HOTな心でCOOLな選択を～」を開催しました。

### 2 基調報告（シンポ実行委事務局 長・和田重太弁護士）

基調報告ではまず、温暖化問題は重大な人権問題であることが指摘されました。温暖化による被害は既に発生しており、異常気象の頻度は上がっています。洪水や旱魃かんぼつが起これば、財産はもとより、生命を失う人も数多く出てきます。そして、温暖化の原因が人為によることは既に明らかとはいえ、とりわけ石油・石炭を大量に燃やす工場・発電所に多くをよっています。そこで、甚大な被害を避けるためには地球の平均気温の上昇を産業革命から2度以内に抑え

る必要があります、そのためには少なくとも、先進国において温室効果ガスの排出を1990年と比べて2020年までに25～40%、2050年までに80%以上削減する必要があります。そのためには、国全体の政策としてエネルギー政策を転換し、また排出量の上限を設定し、炭素税や排出量取引制度などを導入することが求められます。

### 3 基調講演 I（国立環境研究所・ 江守正多氏）

講師の江守氏は、コンピューターシミュレーションにより今後の世界における温暖化の趨勢を数値的に予測する作業を行っており、まず温室効果ガス濃度と地球平均気温・海面水位が20世紀に急上昇していることを指摘しました。続いて江守氏は、20世紀の温暖化は本当に人間のせいなのか、今世紀に入って気温上昇が止まっているのではないかといった、いわゆる「温暖化懐疑論」への反論に移り、自然要因のみでは20世紀を通

じて世界の平均気温は殆ど変わらない、また長期的な気温上昇トレンドがなくなったわけではないと指摘しました。次に江守氏は、コンピューターシミュレーションによる今後の地球の気象を地図で示し、最後にCO<sub>2</sub>削減で大事なことを「心技体」（心とは心がけ、技とは技術、体とは体系すなわち政策）とまとめました。

また会場には多くの高校生（約600人）が来ていたため、事前に高校生に質問を出してもらった上で江守氏に回答してもらい、多くの聴衆の関心を集めました。

### 4 寸劇・模擬COP15

今回のシンポジウムでは幕間に、模擬COP15（デンマークで開催された気候変動枠組条約締約国会議）の寸劇をしてみました。登場人物は、EUを代表してドイツ、主要途上国代表の中国、南太平洋に浮かぶ小さな島国・ツバル、そして近年政権交代のあった日米両国です。とりわけ

日本（旧政権）と中国の「日本政府は何もしないのと同じじゃないか」「じゃ中国はどうしている（いまや世界一の排出国ではないか）」の応酬を受けたツバルの「わが国から見れば（日本はもちろん）中国だって超大国です。出すCO<sub>2</sub>には先進国も途上国もない」という発言には多くの拍手が寄せられました。

## 5 基調講演Ⅱ（京大大学院経済学 研究科・植田和弘教授）

休憩をはさんで、植田氏の基調講演「地球温暖化防止の環境経済戦略」です。環境と経済は、とかく別個の存在、それどころか対立概念として語られがちですが、経済学者である植田氏はこうした「トレードオフ論（一方を追求すれば他方を諦めなければならぬ）」の克服を強く説き、「資源生産性」「環境効率」という概念を指摘しました。また、温暖化防止の環境経済戦略としては、グリーンニューディール（環境保全型産業の創出）、炭素への価格付け、温暖化防止のまちづくりといったことが重要となりますが、植田氏はドイツ南西部・フライブルクにおける総合的な交通政策を例にとり、これらは狭い意味における「環境政策」とだけ見ていたのでは長続きするものにならず、総合的な産業政策、社会政策として捉える必要があると指摘しました。

## 6 パネルディスカッション

パネリストは植田氏のほか、以下の方々です。環境エネルギー政策研究所所長・飯田哲也氏、株式会社リコー社会環境本部審議役・則武祐二氏、特定非営利活動法人気候ネットワークの事務局長・田浦健朗氏、そして実行委員長の浅岡美恵弁護士。

最初は国の温暖化政策とその課題についての議論です。植田氏は、温室効果ガスの排出削減にあたって



は、削減により増加するコストだけでなく、未来産業としての環境産業（典型例：自然エネルギー）の雇用創出力を重視する必要がある、また対策を取らないことによって生じるコストを無視してはならない、と指摘しました。

続いて、自然エネルギー（太陽光、風力など）の普及に関する議論です。飯田氏は、自然エネルギーの産業は急成長しているが、アジア太平洋地域における自然エネルギーのほとんどは中印両国が占めており、日本は世界全体の1%程度にすぎないと指摘し、また自然エネルギー市場は典型的なPolicy Market（政策によって成長する市場）であり政策とは知識コミュニティ健全さの表れであると述べました。リコーの則武氏も、日本における自然エネルギーは技術の問題ではなく政策の問題であり、産業界が政策転換の必要性を述べなかつたことにも問題があると指摘しました。

そして地域における温暖化対策の課題についての議論です。まず会場からの発言として、人権擁護大会に先立って行われた近弁連シンポジウ

ムの報告や、地元和歌山からは和歌山環境ネットワーク代表の方から、「まず和歌山の地で食糧とエネルギーの自給を目指す」という発言がありました。CO<sub>2</sub>排出というと米中両国が取りざたされますが、ことフードマイレージ（食料の輸送に要するエネルギー）に関しては日本がアメリカなど諸外国を大きく引き離して断トツ1位となっており、CO<sub>2</sub>削減という観点からも食料の自給は極めて重要となっています。また飯田氏は地域における取組みが重要であることの例として、デンマークのサムソ島を挙げました。この島は自然エネルギーで島のエネルギーの150%（50%は島外輸送分）を賄っています。人口4000人の小さな島の取組みですが、この島での成功によって他の地域はノウハウを学ぶことができるため、その影響は世界全体に波及する可能性があります。

最後に浅岡実行委員長は、日本の大きな政策転換が始まろうとしている、その背景には世界全体が変わろうとするうねりがある、と今後の展望を見通しました。

# ■ 気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15) に関する報告

大阪弁護士会 和田 重太

2009年12月7日から18日にかけて、デンマークのコペンハーゲンで、第15回気候変動に関する締約国会議 (COP15) が開催された。COP15の最大の目的は、京都議定書に定めのない2013年以降の先進国の削減目標および主要途上国の削減行動などについて、国際合意を得ることであった。この極めて重要な会議に、当委員会からも5名の委員が参加した。

## 1 遅々として議論が進まない本会議

本会議は、会議の手続・形式面等でもめることも多く、開始予定時間を過ぎては始まらない会議も多かった。実質的に会議が進展したのは、各首脳級が次々に会場入りした18日～19日であり、それまでは各国の利害が対立したまま、時間だけが過ぎていったと言ってもよい。また、会議の結論も、「Copenhagen Accord (コペンハーゲン合意)」を「採択」ではなく「take note (留意)」することとしたに過ぎず、その中身も、先進国の2020年数値目標の設定を先送りする等、具体性に乏しいものであった。

## 2 活発に議論がなされるサイドイベント

サイドイベントとは、COPに集まる人たちを対象に、会場内又は会場周辺で行われるワークショップ等のことである。後に記すように入場制限が行われ本会場に入場できなかったNGOメンバーが多数存在したことから、逆に会場外で行われたサイドイベントは大いに盛況であった。

当職も、多数のサイドイベントに出席した。特に、国際排出量取引協会 (IETA) が主催した「アメリカ議会の最新情報 (US Congressional Update)」と題するワークショップ

は、アメリカ合衆国の議会関係者 (温暖化法案に携わる議員のスタッフたち) がアメリカの温暖化対策法成立に向けた動向を分かりやすく説明するもので、出色であった。

印象に残った点は、①既に下院では温暖化対策法案が2008年6月に通過しているところ、上院でも類似法案 (但し、2020年の温室効果ガス削減目標は2005年比でマイナス20%であり、下院での法案が17%だったのに比べて厳しい目標を設定している) を審議中であり、特に石炭産業が盛んな州出身の議員を説得するために、様々なインセンティブ (産業転換のための投資に関する資金援助、CO<sub>2</sub> 地中隔離の技術促進等) を検討していること、②中間選挙が2010年11月にあることも踏まえ、2010年春から遅くとも6月までに上院で法律を成立させることを目指していること等である。

## 3 制限された市民参加

元来、COPには多数のNGOメンバーが参加してきた。もちろん、政府関係者のみの会議等でNGOが傍聴できない会議も存在したが、例えば1年前に開催されたCOP14においても会場自体に入場できないという事は無かった。

ところがCOP15においては入場制限が行われ、多数のNGOメンバーが本会場外で待ちぼうけを食った。当職も、14日(月)には気温0℃前後の中で4時間半も待たされ、結局入場することすらできなかった。15日(火)にはなんとか入場することができたが、それでも並び始めてからセキュリティチェックや登録を経て会場内を自由に動けるようになるまで約4時間を要した。ただ、当職のケースはまだましな方で、会場に入場できなかったNGOメンバーも多

数居るらしい。

これ程までに会場への入場制限が行われた原因は、会場の収容人員が約1万5000人であるにも拘らず、会場に押し寄せた人の数が5万人を超えたからのようだ。ただ、参加希望者は約1か月前までに参加予定の登録を済ませており、国連気候変動枠組条約事務局では参加者が収容人員を優に超える事態は容易に予測できた筈だ。従来は、数々の環境NGOが地球温暖化問題を長期間にわたりフォローし、その情報量や分析を政府代表団及び市民に提供して、世界の温暖化対策に大いに貢献してきた。こうした環境NGO (の多数) が会場から締め出されることにより、会議の進行にも悪影響を及ぼしたのではないかと推測される。少なくとも、市民の視点から見た温暖化対策という意味では、大きな課題を残した会議であった。

## 4 今後の日弁連の課題

今回のCOP15では、日本政府団に環境NGOメンバー2名が加えられた。欧米の政府が環境NGOの能力を利用することは日常茶飯事であるが、日本では画期的なことであり、その意味で日本もようやく世界標準に多少近づきつつあると言ってもよい。もちろんこれは政権交代があったからこそ実現したのであるが、この潮流を今後是非とも定着させなくてはならない。

日弁連としても、環境NGOの権限強化のために政府に働きかけたり法制度を提案したりするとともに、日弁連自身が日本最大の法律家NGOとして政府関係者と協同していくことを、今こそ目指すべきである。



# ■ スウェーデン・ドイツの脱原発政策の視察 ～脱原発政策の方針転換はなかった～

エネルギー・原子力部会 部会長 岐阜県弁護士会 栗山 知

## 1 はじめに

日本では、地球温暖化対策を理由の1つにして原発を推進するという政策がとられ、新規原発の建設も進められようとしています。ヨーロッパ諸国などでは、チェルノブイリ原発の事故を契機として脱原発政策がとられてきましたが、最近、脱原発政策が変更されたかのような報道がなされています。その真偽を確認し、再生可能エネルギーをどのように推進していくか等を考えるために、当委員会のエネルギー・原子力部会のメンバーを中心に総勢7名で、2009年12月4日から13日まで、スウェーデンとドイツの視察に行きました。

## 2 スウェーデンの脱原発政策

スウェーデンでは、従前、2010年までに原発を段階的に廃止していく方針でしたが、2009年2月に、エネルギー政策および温暖化対策に関する連立政権与党合意が発表され、「脱原発路線の変更、原発新規建設」との報道がなされました。

しかし、この与党合意は、原子力

に代わる代替エネルギー確保に時間がかかるため、エネルギー転換のための移行期間を延長し、現在ある10基の原発に限定して、その寿命を迎えた際にその更新を可能とするに過ぎません。今以上に原発に依存することはないと説明されました。

さらに、国は、原子力発電に対し、経済的な支援は一切しないこと、再生可能エネルギーの開発と支援を公的に支援していくことも合意に盛り込まれています。

スウェーデン産業省エネルギー局や環境省へのヒアリングでも、方向性として脱原発を目指しており積極的に原発推進をする考えはないこと、再生可能エネルギーに力を入れることが確認されました。

## 3 ドイツの脱原発政策

ドイツでも、2009年9月末の連邦議会選挙で、キリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と自由民主党（FDP）が連立政権を組み、10月に与党連立協定を発表しました。その連立協定に関し、ドイツは脱原発政

策から原発推進政策に変更したかのような報道がなされました。

しかし、この連立協定では、原子力は再生可能エネルギーに取って代わるまでの「橋渡し」の技術であること、原発の稼働期間（現行法では32年で廃炉）の延長をする用意があること、その場合、稼働延長による利益の一部を再生可能エネルギーへ投資すること、新規原発の建設禁止は保持されることなどが書かれており、原発推進などではありません。与党CDUの原子力法を専門とする議員に対するヒアリングでも、ドイツの世論の多数は原発反対であり、再生可能エネルギーに進んでいく道に変わりはない、個人的な意見として、全ての原発に延長が認められるということではなく、個別の原発の安全性を点検して延長か否かを決定されることになるだろうと述べるに留まっています。

緑の党のヒアリングでも、ドイツ国民の3分の2は反原発であり原発の稼働延長にも反対している、総選挙期間中にも大きな反原発デモが起きている、原発稼働延長の連立協定は、FDPから大企業に対する贈り物だと説明されました。

## 4 おわりに

このように、今回の視察で、日本で報道されたような脱原発政策の転換、原発ルネッサンスは、全くの誤りであり、方向性として脱原発は堅持されていることが分かりました。地球温暖化対策のために、原発を、今以上に推進していこうとする政策などは全くありませんでした。この視察の結果を、今後の日本のエネルギー政策等の検討に生かしていこうと考えています。



# ■ 水俣病被害者の救済をめざして

東京弁護士会 鈴木 堯博

## 1 水俣病被害者救済をめぐる最近の動き

昨年（2009年）7月、当時の与党自民・公明両党と民主党との「合意」により、水俣病被害者救済特別措置法（特措法）が成立しました。特措法はチッソの「分社化」を柱に据えているため、日弁連は、加害企業チッソの責任を免除し被害者の切り捨てにつながりかねないとして、この法案に強く反対しました。

しかし、いま、特措法に基づく救済手続きが動き出そうとしています。環境省の副大臣は、昨年暮れに、水俣病公式発見から54年目となる本年（2010年）5月1日までに特措法に基づく救済手続きをスタートさせたいという意向を表明しました。焦点となっている一時金の金額についても、環境省は被害者団体との間で詰め協議に入っています。

他方、水俣病不知火患者会の未認定患者が国、熊本県、チッソに損害賠償を求めている「ノーモア・ミナマタ訴訟」でも、熊本地裁の和解勧告により、本年1月22日から和解協議が始まりました。裁判所での和解協議の結果は、今後の被害者救済にとって、大きな影響力を持つとみられるために、和解協議の成り行きが注目されます。

## 2 チッソの責任回避を招く「分社化」

特措法の最大の問題点は、チッソが被害者救済の一時金の支払いに応ずる代わりに、チッソの「分社化」の道を開いたことです。

分社化とは、チッソを、患者補償や公的債務返済を担う親会社（補償会社）と、液晶部門などの事業を行う子会社（事業会社）とに分割し、親会社は最終的に清算して消滅するというものです。チッソの被害者補

償の原資は子会社の株式譲渡益に限定されている一方で、株式譲渡により被害者補償に必要な原資が確保されるという保証はありません。

チッソは液晶材料の生産では世界のシェアの45%に上るなど業績を上げているため、かねてから補償・救済を行う補償会社と切り離して事業部門の新会社を設立することを望んでいました。チッソの会長が本年初めの社内報の年頭所感で「（分社化によって）水俣病の桎梏から解放される」などと書いたことに対し環境省が注意したと報道されましたが、まさにチッソは水俣病を「桎梏」と捉え、その責任をできる限り回避しようとする姿勢を露骨に示しています。チッソの分社化は、加害企業チッソの責任回避を招くこととなります。

## 3 被害者救済の問題点

特措法では、チッソが「一時金を支給する」とし、熊本県が「療養費及び療養手当を支給する」となっていますが、国の補償責任については明文化されていません。水俣病最高裁判決によって確定したはずの国の法的責任がすっぱり抜け落ちている感じでした。

しかも、被害者救済に関する規定は、「救済措置の方針」（5条）と「水俣病被害者手帳」（6条）のたった2条しかありません。補償の内容である「一時金」「医療費」「療養手当」をいくらとするのか、対象者の範囲をどのように定め、具体的にどのような手続きで対象者として判断されるのか、という被害者救済の基本的事項も決まっていません。被害者救済の柱となる「一時金」については、最近、国側が200万円を軸に被害者団体と調整に入ったと報じられています。国の提示額は、水俣病

最高裁判決で認められた賠償金額（400～800万円）はもとより、1995年の政治解決の一時金の額（260万円）と比べても、ずっと低額です。

さらに、政府、熊本県、チッソは、救済措置の開始後3年以内を目途に救済措置の対象者を確定するよう努めなければならない（7条2項）とされ、努力規定という体裁をとりながらも、救済期間は3年以内を目途とすると限定されています。

以上のような特措法の問題点からすれば、特措法の背後にある狙いは、加害者の責任回避と低額補償による水俣病問題の早期幕引きにあるとの批判を免れません。もしもそのような狙いが実現されると、水俣病被害者の人権は無視され、人権救済という点で将来に大きな禍根を残すこととなります。

## 4 日弁連の取組み

日弁連は、水俣病問題検討プロジェクトチーム（水俣病PT）を中心に、水俣病被害者救済のための取組みをしてきました。昨年3月には、特措法案に対して反対する旨の日弁連会長声明を発表し、また、昨年6月には、「『水俣病被害者の補償に関する特別措置法』日弁連要綱案骨子の提案」を発表しました。そして、現在、水俣病PTでは、特措法の問題点と水俣病被害者救済のあり方に関する意見書案の作成に取り組んでおり、早期に日弁連意見書として発表できるよう、議論を進めています。

水俣病被害者救済問題は、いま極めて重要な段階に差し掛かっています。すべての被害者に対し正当な補償がなされるようにするために、日弁連としても最大限の努力をすることが求められています。



# ■ 鞆の浦世界遺産訴訟勝利報告

第二東京弁護士会 弁護団事務局長 日置 雅晴

万葉からの歴史的・文化的景観を残す鞆の浦を埋め立てて橋を架けるという計画に対して、その差し止めを求めていた「鞆の浦世界遺産訴訟」に対し、広島地裁は2009年10月1日「埋め立て免許差止」を認容する全面勝訴判決を言い渡しました。

古くからの港町である鞆は、町中を通過する道路が狭いことから、交通問題を解決するとして、港を埋め立てて道路を通すという計画が以前から提唱されては反対運動が起こっていましたが、景観や自然環境保存の動きが高まってきた中で、時代に逆行するように2年ほど前に行政による埋立事業が現実化し始めました。

大正時代日本で初めて名勝に指定され、西日本を代表する景観とも言われた鞆の浦の港を埋め立て道路を通す計画に対しては、イコモス（国際記念物遺跡会議、ユネスコの諮問機関）が再三、その中止を勧告したのをはじめとして、世界中から反対の意見が寄せられました。広島県、福山市はこういった意見を考慮しませんでした。

そこで、埋め立て計画に反対する地元住民らは、改正行政事件訴訟法を活用して、埋め立て免許が出る前にその「差し止め」を請求する訴訟を2007年4月に提訴しました。

当初は訴訟中に埋め立て免許が出される事態を想定し、その時点で取り消し訴訟と執行停止を申し立てるということを想定していましたが、様々な反対の声が強まる中、国土交通省も免許に必要な認可を出すには至らないままに2年弱の間、審理を

重ね2009年2月12日第11回口頭弁論で結審にこぎつけました。

実は、提訴時にはいずれ許可が出るだろうと想定しており、許可が出ないまま結審する事態は想定外でした。行政事件訴訟法改正により、事前の行政処分との差し止め訴訟が認められましたが、行訴法上差し止めを認めるのは重大な損害と他に方法がない場合という厳しい要件が課されており、改正後に出された差し止め請求を巡る判決あるいは学説は、開発を認める事業許可のような場合には、許可が出てから取り消し訴訟と執行停止をとれば目的を達成可能であるから、事前の差し止めは認められないという考え方が有力だったのです。

しかし判決は、これまでの審理状況を踏まえ、今後許可が出てから新たに取り消し訴訟、執行停止を申し立てても間に合わないとして差し止め請求を認めるという画期的な判断を下しました。これは、本件の審理に2年ほどを要したことを踏まえ、今の段階で差し止めを却下した場合、その後に埋立免許ができればその取消と執行停止は新たな裁判所が審理することとなり、執行停止の判断までにかかなりの期間を要することから、鞆の景観が失われてしまうと言った審理実態を踏まえての判断といえます。

判決は鞆町在住の住民には文化的・歴史的景観を享受する権利があると認め、その上で鞆の景観利益は国民の財産であり公益でもあり、公益を侵害する行為については慎重な政策判断が必要となり、政策判断の

前提となる調査、検討が不十分であったり判断内容が不合理な場合には合理性を欠く判断として裁量権を超えるとしたうえで、本件埋め立て計画の内容を詳細に検討して十分な調査・検討がなされておらず裁量権を逸脱する内容であり違法であると判断しました。

万葉集の時代からの歴史や江戸時代の港湾施設が残っていること、朝鮮通信使の宿泊地としての歴史、明治維新時代の様々なエピソードなど、鞆の浦の持つ歴史的・文化的背景をも含む「文化的景観」を私人の法律上の利益として認め、さらにはそれを行政法規上も保護すべき利益と認めたという点において画期的な判断です。

結果的には、政権交代、公共事業見直しのタイミングで、司法的にも初めて公共事業を事前に差し止めるという時代を先取りする判断を引き出すことができました。

残念ながら県は控訴したことから、裁判は継続することとなりました。しかしながら、判決直後に行われた広島県知事選挙では新人の湯崎氏が当選し、これまでの県の推進方針を見直し、地元の架橋賛成派、反対派を含めて意見を聞いた上で方針を決めるという新たな動きを見せています。2月ぐらいから現地住民との意見交換が始まる予定です。しかしながら、訴訟自体は継続することが予想されますので、今後ご支援・ご声援をお願いいたします。

なお裁判の全記録は<http://tomosaiban.net/>で見ることができますので、是非ご覧ください。

# 法科大学院における環境法教育の現在、そして将来の課題

愛知県弁護士会 小島 智史

## 1 はじめに

去る2009年11月7日、上智大学四谷キャンパスで環境法教育研究会が開かれました。新司法試験の選択科目に環境法が導入されて4年が経過し、多数の各法科大学院で環境法の科目が開講されるようになった現在、環境法の教育が各大学院でどのように行われているか、また今後どのような教育が行われるべきかについて、議論されました。

## 2 各種報告

最初に、研究者教員、実務家教員、受講者の三者三様の立場から、環境法教育の現状に関する報告が行われました。

まず、立命館大学法科大学院の吉村良一教授から、研究者教員の立場からの報告がありました。吉村教授からは、環境法の特徴として、既存の様々な法領域に関連する総合的分野であること、歴史の新しい流動的な分野であること、政策との密着性、環境法固有の基本理念・基本原則が形作られつつあり、それらの理念・原則の理解が必要なことが挙げられました。そして、それらの特徴を踏まえた教育が必要であるものの、実際に環境法を履修する生徒の中で、環境法を司法試験の選択科目として専門的に学ぼうとする者が現状ではまだ少なく、そうでない多数の受講生と共通した形で環境法の特徴を教えることの難しさが指摘されました。さらに、現状では環境法の科目数・単位数が少ない大学院が多く、そのような大学院では総論・各論を万遍なく教えることは困難であること、また環境法が新しい法分野であり、研究者・実務家の担当教員の確保が困難であることの指摘や、新司

法試験の出題内容について、法政策論が出題されることを積極的に評価すべきこと、それに試験と教育内容のリンクが十分に行われるようにするための議論を深めるべきことといった指摘がありました。

次に、実務家教員からは、名古屋大学法科大学院及び愛知大学法科大学院で教員を担当している籠橋隆明委員の報告がありました。籠橋委員からは、関西・関東以外の地域では授業の単位数が少ない等の理由で環境法の選択者数が特に少なく、選択者が孤立しているという問題があること、ただ一方で、教育体制の確保のために地域によっては大学間での合同授業も試みられていること等の指摘がされました。

次に、私の方から、法科大学院で環境法を受講し、かつ初回の新司法試験で環境法を選択科目として選んだ立場からの報告をしました。私からはまず、母校の大学院のカリキュラム上、他の科目と異なり環境法は2年目からしか選択できなかったということや、新しい分野であるといった要因から、周りに環境法を選択する人がいなかったこと、そのための情報不足や孤独感から、試験本番まで半年近くに迫ったころまで他の科目の選択も相当真剣に検討していたこと、さらに、当時は特にケースブック等の勉強の素材も少なく、問題演習も困難だったことといった、大変さを感じた実体験の報告を行いました。

また、他の法科大学院出身で環境法を選択した人達から聞いた情報によれば、科目数や教え方等の面で充実している大学では、他の科目と遜色なく多くの学生が選択科目として選んでいるという現状があるので、

やはり教育体制の充実が重要で、教材の充実や、特に関東・関西以外の地域では複数大学での合同授業のような試みが積極的に行われることが望まれる旨の指摘をしました。

## 3 報告後の議論

以上の報告を踏まえて、現状の環境法教育の問題点や今後の方向について活発な議論が行われました。さらなる環境法教育の環境整備について課題はあるものの、環境法が新司法試験の選択科目とされたことにより、環境法教育の水準が全般的に向上し、法科大学院教育と新司法試験を通じて、修習さらには実務への環境法分野における架橋が機能し始めており、総じて法科大学院教育が成果を上げつつあることが、出席者のおおよその共通認識として得られました。そして最後に、教育体制及び選択受験生の地域的偏りをなくし、環境法教育のさらなる充実を図るために、日弁連の主催で全国の大学院生を対象にした集中的な講義を行うサマースクールの実現が提案されました。

## 4 終わりに

今回の環境法教育研究会では、議論の中で、各大学の教員の方達が環境法教育を行う上での悩み等が共有され、非常に充実した内容となったと思いました。また、今回提案されたサマースクール構想は、環境法を選択科目に選ぶ生徒の孤立を防止して選択者数の増加を促し、また、受講生に環境法の特徴の十分な理解を促すために非常に望ましい試みだと思います。今後の構想の具体化を見守りたいです。

## ■ 第53回人権擁護大会シンポジウムのご案内 ～廃棄物公害の根絶を目指して(仮称)～

前号でお知らせしました人権擁護大会シンポジウム「廃棄物公害の根絶を目指して」(仮称)は、昨年11月25日に同シンポジウム準備委員会において開催が決定し、12月20日に第1回実行委員会が行われ、本格的準備に乗り出しました。

不法投棄問題には、今後不法投棄が起こらないようにするという事前予防の問題と、すでに起きてしまった不法投棄の原状回復という事後処理の問題があります。

前者について言えば、前回のシンポジウムのテーマである地球温暖化

問題と同様、大量生産・大量消費・大量廃棄が常態化している現在の社会経済構造からの脱却、その方途という根本的な問題に直面することになります。

後者については、原状回復費用の問題(負担者、財源)、原状回復の方法(全量撤去か囲い込みか)の問題があり、両者は切り離しがたい面があります。

当委員会は、過去に全国各地の大規模不法投棄事件の現場に赴き、調査をしてきました。

2004年には、今回の開催地である

盛岡が一方の県庁所在地である岩手青森県境事件の現地調査に基づき、当連合会で意見書を出しています。2007年には、県境の不法投棄現場を原状回復の状況の調査のため再訪しております。

本年3月に、不法投棄問題が大きくクローズアップされたきっかけとなった豊島<sup>てしま</sup>を再訪します。実行委員会は、これからが正念場となります。

本年10月7日(木)のシンポジウム開催日には是非足をお運びくださるようお願い申し上げます。

## ■ 公害対策・環境保全委員会 発足40周年記念行事について

日弁連は、続発する公害問題に対処するため、1967年6月に人権擁護委員会内に特別部会を設置して活動を行うようになりました。しかし、公害問題の重要性や専門性から、特別部会では適切かつ迅速な対応が困難となりましたので、1969年5月に独立の特別委員会である「公害対策委員会」を発足させて、公害被害の救済、公害の予防、環境保全のための対策等についての調査・研究を行うことになりました。今年度が当委員会発足40周年にあたります。

当委員会は、国内の公害問題に対

の活動の範囲を拡大させていますが、今後の活動を展望するためには、先輩方が行って来た活動を記録するとともに、そこから教訓を得ることが必要です。

そこで、当委員会では委員会発足40周年を記念して、①委員会の活動歴を記録に残すことと、②当委員会の活動を担われた先輩弁護士をお呼びしてシンポジウムを開催することにしました。このうち①については、意見書やシンポジウム報告書を出版すること、紙媒体しか残っていないものについてPDFファイルに移行することを企画中です。また、②に

ついては、創成期に委員であった先輩弁護士の座談会を開催するなどして、苦労話をお聞きし、これを記録化するとともに、来る4月24日(土)午後1時からクレオにて、これらの先輩弁護士をパネリストに招いて、公害対策関連と自然保護関連の2つのテーマでシンポジウムを開催する予定です。是非ともご参加ください。

